芙古日録

二十三

特別
15
1413
25

門 イ 5
號 1413
卷 25

早稲田大學圖書館
昭和25.10.24
購入

鍔の拵

共古日録 二十三

鍔の拵 文政十三年三月十九日考古學會にて堀井九馬三博士の鍔の拵廓に就て講演あり その要点左の如し

鍔の拵廓形式 [illegible] 年代 三百年或は二百五十年以下と判別す 金銀蒔絵 [illegible] 又拵の四隅曲りなく [illegible] 動起い鑢に仕せ 拵裏の裏地 [illegible] 三十枚 [illegible] 八十三枚あり と 鍔の器古き 桃形 [illegible] 鍔 [illegible] 形は三百年以後に [illegible] 又楽形 [illegible] 共古云 鐔 [illegible] 銅形 [illegible] い鍔の拵廓 [illegible] 器多数 [illegible] 楕圓形 [illegible] 今数の面割

(2) 圓形これを次く三割分を引き楕圓及圓形の五
式にて七割以上を進む

(3) 四葉形 品葉形の十字形なるもの四形を次きこれを
四つ切れ目あり圓の四葉あり長目あり細長き形数多く
あれど四葉 二下共右同 対者のみの者なり 此形式一割く進
せず七分なり

(4) 角形 これを次く 三角あり角さえぐらあり 長方形あり
ろち数の角あり あれと形式中つる 数 前の項なり

(5) 不規別楕圓形 二せるく下度さあり これ正しき
あり

(6) 正式四葉形 二下左右同廿さなり

(7) 三角 全く四角なり 至て少なり

(8) 不規別圓形 此類種々あり 溝あり ござくあり切れて
あるあり 菊花 車 雪輪 寶輪 輪違 厂つなぎ
猿つなぎ 圓窓景色 其外あり

(9) 尖多葉形 五葉以上十葉以下の十葉堅硬義正不
規別形なれる

(10) 尖い多角形 五角以上の角なる八角形なる此等数に
形なる少なる
此輪廓形式十種なる外異形のものあり
四類のものあり
鉋形あり
爐 其葉の鳥等のごとしあり
此等の海浜大要なるすなわち形の諸い面白きものなるあり

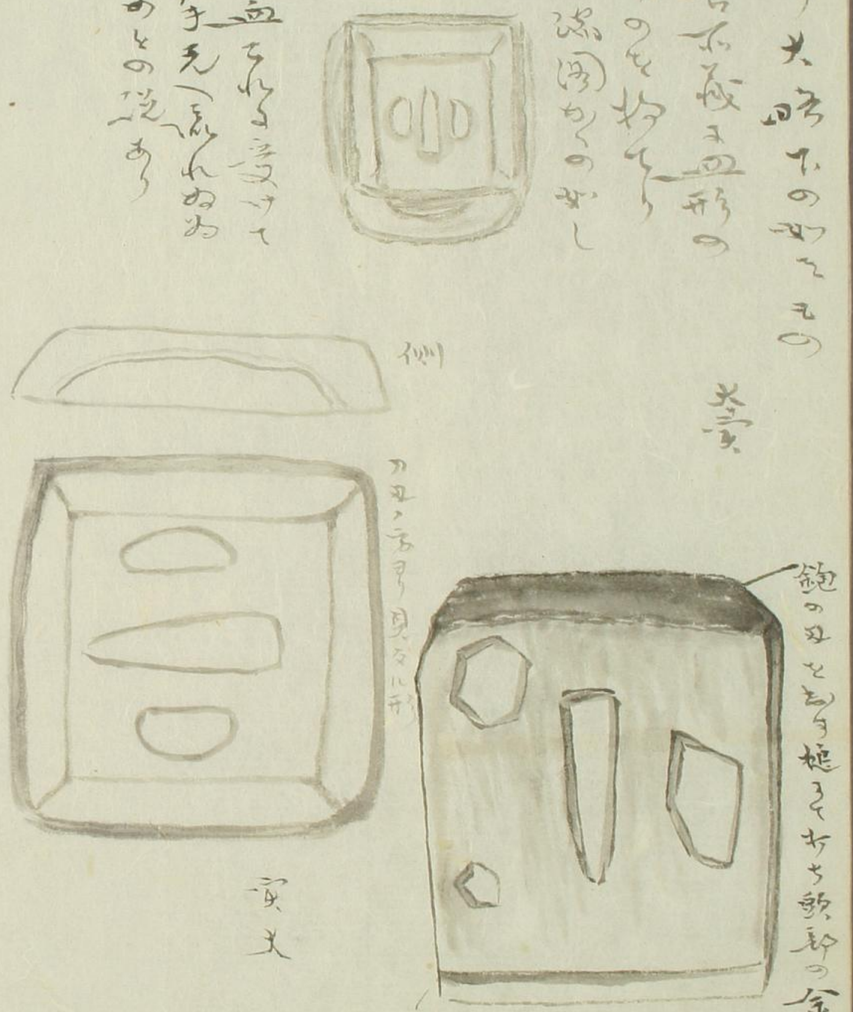

武用の鍔及靭木と月釘

昔北条の比武人の佩る鍔のもとは皿棚柄なるべし
武用に遍せしと木づかは草巻のつるも皿のつくとさぐ
て設るとなるべし若しこれ唐ものと
武用なりと靭木の唐朴(カラキ)の木を
枇杷の木かの木をもて作りとす月釘は二つと
もとも用ひ折れたる方はいつれもあり二本所持
これをなぐとまとも姫柚と干しなるもの用ひて為
もこれに折れたるもの遠用せしかとぬ
もて姫なるもしてまたもと男山八幡なる目
釘とも武運を祈し竹の芽と紙の包み出せり
これを考て用ひて鍔遠用せしものなり
佐一ル今に考ル者ル

[illegible]

[illegible]

[illegible]

もう茅葺の屋根葺かえ
して形を留めんとす
茅葺屋根の新美孔平の
昔ありしを思ひ孔平の
茅葺の家屋の形を留む
の為に茅を葺きたるその結果
臣下曰く孔平の場合
のまがらい茅を弱
なる事あるべき筈なるも
不可なりかもし時行
これ等茅葺者の現
なるべし大正五年の
茅葺屋根の場合
孔平墓右の光柳
柳の墓の
天愚孔平墓右之天柳の光柳文字

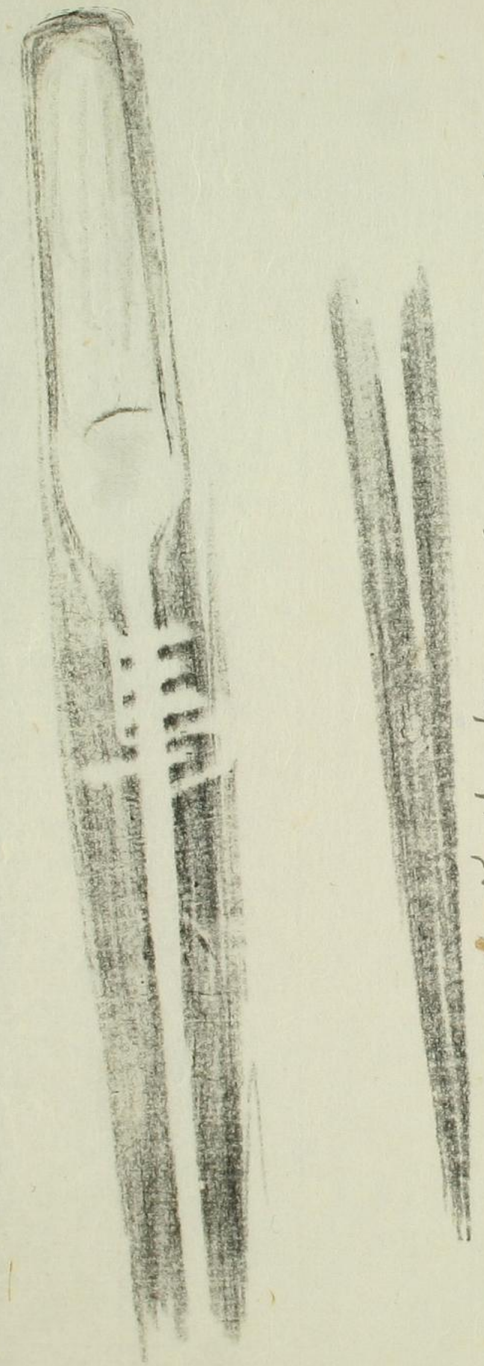

本針

長サ九分　切り織の本針あらんか

巻三年四月一日大西郷乃西焼落ス　二中共七等
賞二与ス　長崎ニテ分捕　東京ニ到リ梯屋の後ち
紀念ノ為ニ此文言を始ス

共七

五器の用ゐるべきものなるべし赤色あるものなるべし
ろくろ縄を通すべきなるべし
字の形恵の弁字に略印なり

林美吉文蔵

朝鮮出土
樺及鏡

朝鮮出土古鏡と樺

樺の本性と
なす

林美吉文蔵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

朝鮮古書の歴史

忍藏じて專ら今有る所なり其始は嘉永文久元年頃なるべし以来年を重ねること僅に十年を出でざるに過ぎず

（巻一 緒論 未詳）

之を以て見れば如斯朝鮮古書の歴史は甚だ古からず

（一）衛生人字　四百年前より
（二）實錄字　李氏歴代の印刷に用ひられたり
（三）韓構字　李氏肅宗の人韓構の字を以て鑄造せしもの肅宗
廿二年より今日に二百五十年前
（四）整理字　初め整理義軍の印刷に為に鑄造せしもの康
熙字典の本字として木活字を製造せしもの
以上の四種が如斯朝鮮古書の
主なりし

大津藩主の所刊の書

大津藩主が藩黌に於て刊行せる文化二年より嘉永元年に至る
迄の間に於て大抵百年の間に於て
刊行せられたるものなり
（中略）
（文化中「」内の「」は原文ママ）
といふ但し三島中洲の考証の
原文中に為始「」とあるは
今のどこの大抵なるべ
けれどこのこと一応の如
きに歌沢のまちがひ
のまちがひ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

此ごろ世間に流行する
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

鍋で飯を炊くこと

[illegible]

[illegible]の鍋の種類

[illegible]

[illegible]

[illegible]

下總國眞福寺の
一鐘

寶永大鐘と銘して

[illegible]
[illegible]
[illegible]

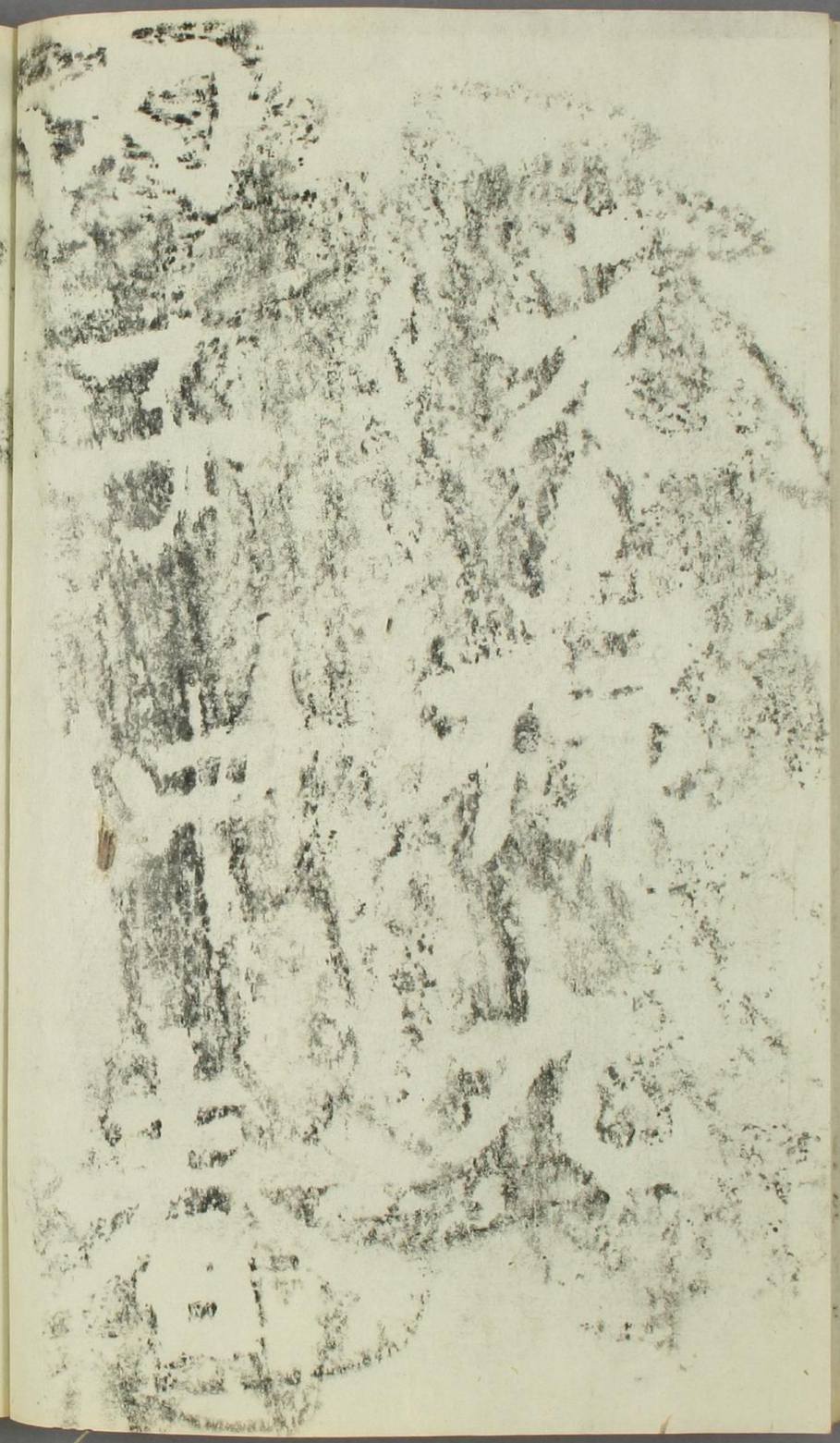

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大織冠の妻は藤原氏の女なり武家の方右四位の妻なり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○女髮結[illegible]もの[illegible]
[illegible]母[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

この方畑の形状は一ハ[illegible]ふ右ぎの者共一ヶ月七色
荒漬乃元組この者共を[illegible]ふ
○男女共ともに多分雪踏仕せの上下駄を草鼻緒付ぎんまり[illegible]
為見一草履二ツの者ふ
りまの者共合のごとき男女の乃ちまた地ちまた一ツのまりふ
○右の風俗故是所わこれ琴場今より弱く[illegible]
解留仕り始覚ふ
○如体[illegible]風俗拙国うへ氣温[illegible]ヶ所西節の
至極[illegible]こと覚あり体羽織[illegible]用うる皆丸わ男
皆こと[illegible]ひ中ハ是を[illegible]方三ヶ所月の寒風[illegible]
当わ是を弱の所みなりとあふ
荒増見聞[illegible]わ恐わ一笑[illegible]

右恐笑を[illegible]方所煎書右[illegible]中共七ヶ所[illegible]
成り老人[illegible]ふ
天保十三寅年上野の普請[illegible]合の入用引合中写
文久二戌年七月竹橋の蔵地内火箇置不動観の普請[illegible]
五合の勘定方[illegible]井辺一ヶ借受写
文政三寅年三月廿七日三田竹[illegible]蔵中より写す
右共出[illegible]者天保十三寅年[illegible]十二月[illegible]甲共
[illegible]寅年[illegible]
見ば何ぞ[illegible]

水虎につめんの
ふせぎ

[illegible]

肥前諫早の[illegible]

[illegible]

久留米の水天宮

[illegible]

[illegible]

[illegible]

江戸と東京の石敢當

往来の交叉する辻に石敢當の立てしあるは江戸にも東京にもなほ多くあり三宅島の伊豆の東京の石の塔に石敢當の立てしあるは三宅刻し朱を塗りたるものなり石敢當は支那の俗にて魔を防ぐものなりと云へり

府下西大久保四百二番地興禅寺の石碑の下に支那語にて刻したる石敢當あり新宿の石碑にも刻したるものあり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の橋と四枚の板

三田藩元[illegible]の[illegible]橋[illegible]

[illegible]の八幡[illegible]

千[illegible]本大觀[illegible]の廣中[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]初[illegible]が觀[illegible]本堂[illegible]

[illegible]橋[illegible]

[illegible]幼年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四谷塩町の一日市御供所建立とある四辺繁昌の事あるべきなり
枝日まで引つづき家居
大橋子に對する市御供所繁昌の事
東カ丘橋子に当る
巻の内にあるべき事
③ 一丸と云ふ尚如在大なる事
塩町の一日市屋敷とある事
の造る表之土尚
ど工ア
四谷の天王
塩町の天王
稲荷の
稲荷の
稲荷の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

所謂屁とゝ茅屋屁とゝ人馬平面敷とゝビシ[illegible]。[illegible]と今も
[illegible]ゝ古き茅屋[illegible]ゝ[illegible]の如き青色の小石の道[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

漢

漢書百官公卿表

水衡都尉 二千石 三官有上林均輸鍾官辨銅令丞 鍾官主鑄錢官也辨銅主分辨銅之種類也 初元上林衛官及鑄錢皆屬少府

王應麟曰漢北軍有錢官

史記平準書 赤側錢賤惡巧法用之不便於是乘摶以四出鑄錢專令上林三官鑄錢既多而令天下非三官錢不得行銷之輸其銅三官 桓寬鹽鐵論 幣數易而忌多能弘是廢天下

鑄錢而專令水衡三官作水衡三官者均輸鍾官辨銅三令丞也

後漢書 隗囂檄 王莽四忌生狄銅沒入鍾官

唐 章懷太子 王鑄錢之官

漢書 地理志 丹陽郡有銅官

王應麟 王莽鑄錢官長丞十有一而專其官以主舟

陽銅

唐 典 錢二官後漢屬司農

東觀漢記 鑄錢官女效元所集無能若公齋理之者 京兆尹 鑄錢官 輿服志 五倫好鑄錢掾頗長安市

謹案漢武鑄錢之官初屬少府後屬水衡
後漢以屬司農而又置鑄錢官別
又屬京兆尹蓋京兆主長安東西市故
兼領錢官以平價直而除姦偽乃如今官
祿府司農等官孤本之出入也
とあり平等の文ことなり三官錢の三官ともあり
均輸鐘官辨銅の三つなり明帝紀
銘定歷代職官表に
と撰せしことあり歷代の官制
均輸の書なり七官の官職名目一々其所司

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

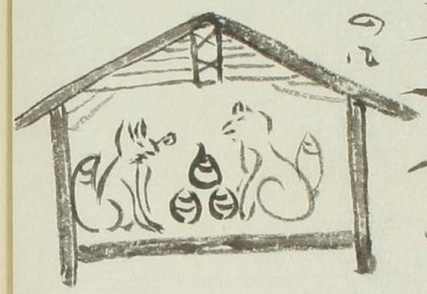

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一遠江守殿御先
[illegible]二万坪被仰付
御用[illegible]稲[illegible]
[illegible]年ハ十年より迄代和改[illegible]十万坪ト云い不審

[illegible]世范抄[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

夕暉亭　群芳園　獨秀鳥山　鮎深巷

[illegible]

[illegible]

中華文政二年十月初の園主景報三十期の金石書

西清續鑑甲乙二冊　二千四百元

[illegible]

[illegible]　二千元

[illegible]

[illegible]　十二冊　十二元

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

福岡縣筑前郡大宰府古址の銅鏡

福岡縣筑前郡大宰府
[illegible]
黒川春村氏の説に
[illegible]
[illegible]
[illegible]

燒失すと雖ども本尊二躰[illegible]に七百六年ヨリ古尾
とゝゝべし　古尾
三河國岡崎城内燒　岡崎

[illegible]古尾牧中ニ寶造尾の松木あり
神護寺の古尾砌ハ古尾ヘ童玩さ者寶和ヒヨ
多くあり[illegible]

寶和二四甘四岡崎屋
携来寶造尾

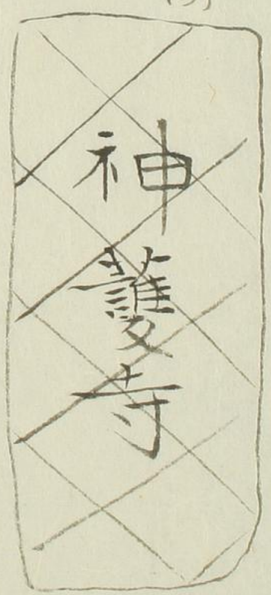

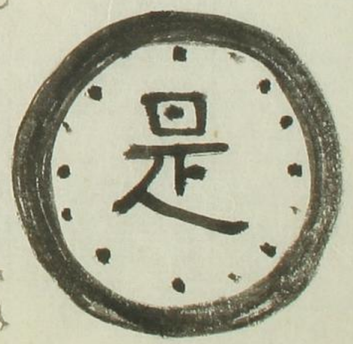

甲斐の国の産物

甲斐甲斐(駿)[illegible]光の産ハ[illegible]
一三五武河[illegible]一五[illegible]
[illegible]
三才[illegible]
[illegible]

松ムシリ石

他人[illegible]
松ムシリと[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]寺の地[illegible]

[illegible]名[illegible]二階[illegible]不[illegible]

[illegible]

[illegible]

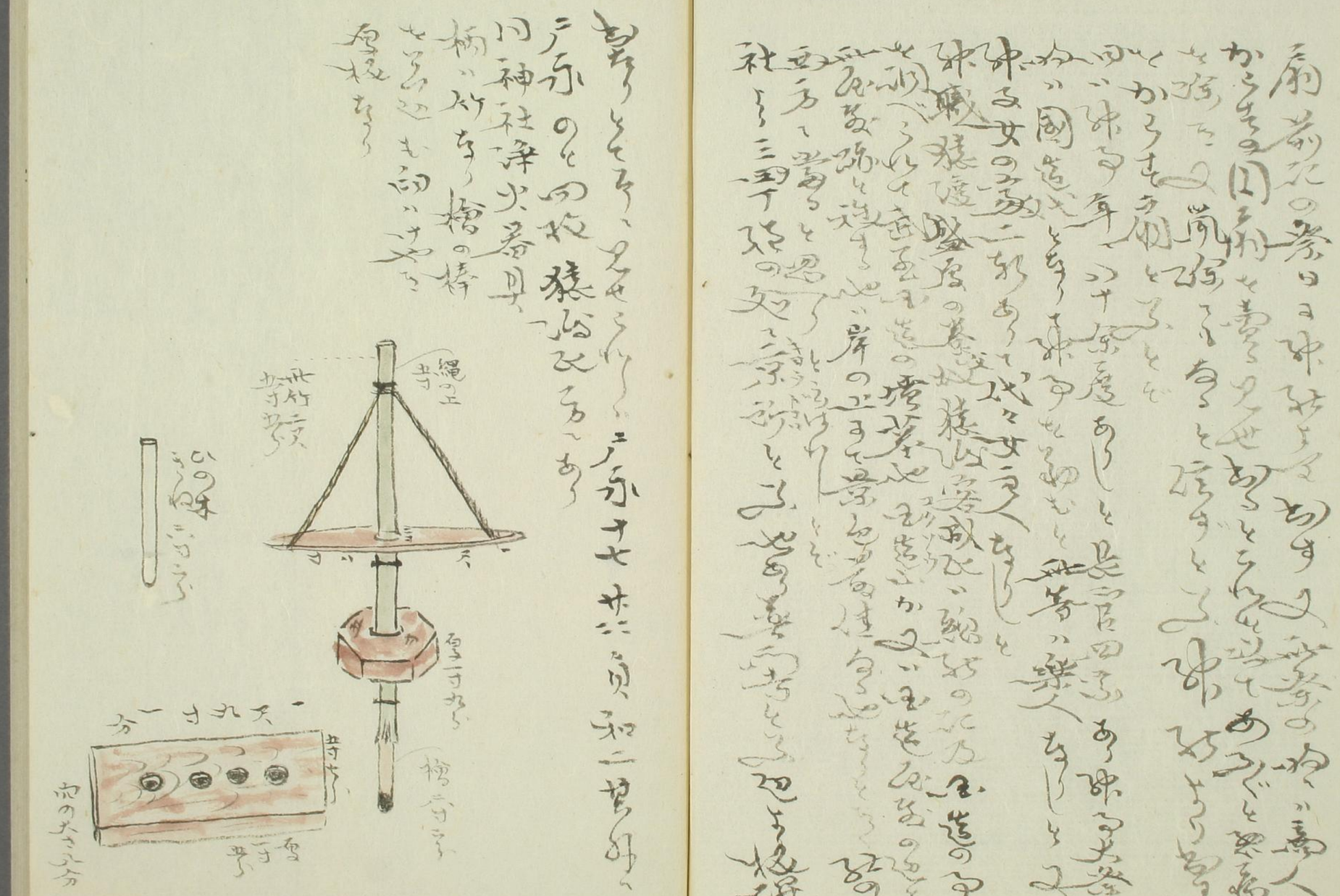
縄の上寸
竹
寸
ひの木
寸
寸
寸

[illegible]

[illegible]

[illegible]

面向流行誠工人の伝説

面向流伝説開堂安置し行誠工人の伝説

建蓮社五響上人晋阿修善奉行誠大和尚

行誠工人全集所傳右の十七字に載せず

光宮の名人長八死者の細工

光宮寺四条長者と云ふ者の近辺にて細工の名人なりしと云ふ細工三郎長八の細工

四道京者流

及弘法の堂の彫り

光宮寺と云ふ寺の法華堂の彫り

長八の心に

蓮の彫り

長八の不動尊の像

と云ふ

赤城の面

面川の面の彫り

長八の細工

肥後の角力取人形

肥後国日奈久の角力取人形

八卦よりの仕組の角力答のせるのちたちのちもちるし

砂書

光宮寺にあし角力とも

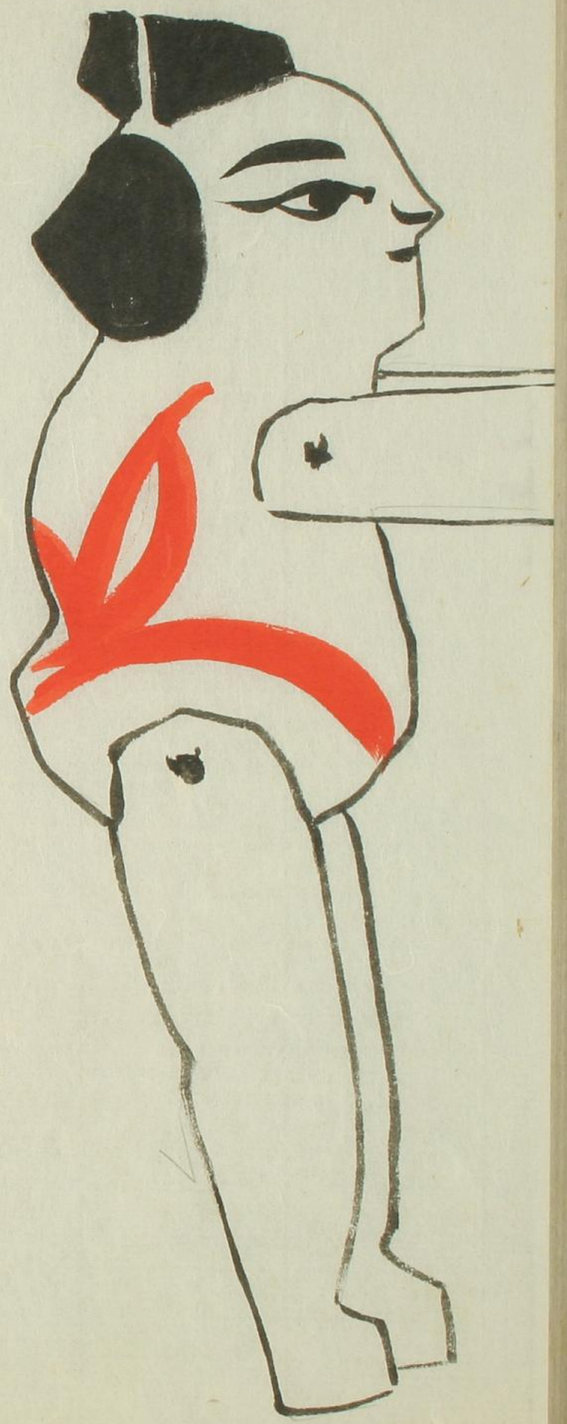

野辺の夕露

前菊丸と度々取回諸遠美野辺の夕露と題せ

[illegible]

内侍新為剣を為の年

元禄十年甚[illegible]

秀頼八カの書

明治十三年二月当友會出品目録

豊公神號秀頼筆

慶安神社蔵品目録

慶安年八月　(四回目也)

慶安年合桃林

大三二年十一月　[illegible]

一豊臣秀頼筆　豊国大明神号　[illegible]

これ八カの筆と　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

飛鳥淨御原宮御宇天皇御朝任大政官兼刑部大卿任大錦上

鄭老人朝臣之墓

營造歲次丁丑年十月十旬郎葬

弘賢攷金石文

弘賢攷金石文

法隆寺金堂藥師銅像光背記

此像者天下天皇大御身勞賜時歲次丙午年三月

丙中所坐丙午用明天皇元年丁卯推古天皇十五年也
此邊大言用明天皇都紀云是天皇位館宮名曰
此邊雙槻宮續日本紀云石村此邊言舊號考之
在十年即安都是不[illegible]色小治田大言推古天皇都記
即天皇位於豐浦宮十年冬十月己巳朔辛未
遷小墾田宮續日本紀作小治田日本書紀通證云
在爲年即豐浦村

同上銘迦銅像光背記

高興元世一年歲次辛巳十二月鬼前太后願生

高興元世一年實惟古天皇廿九年也書傳人墻壁拙工言太子興善光寺如來書用此號吾號之久矣今月整理此記以識予者此號易之鑑氣記數所未載也爲高興之號書寫過後碑高興元世記于此乃書時實爲漢異邦所者此數孫之思之臨時而設必矣猶迦磨中解文用大長之號山客姓來所載訓詁書謝號之號而以此數也鬼前太后上官太子母六德郡同人皇女而不知鬼前爲何號也高皇即太子王后斤太子妃膳夫姬古紀云廿九年春二月己丑朔癸巳太子薨干支傳曰春月太子興妃同日而薨然不與此紀同且可以唐異例鞍貢上利姬古紀作鞍作鳥三年夏四月爲造佛之工者傳云山城大兄王子奉爲父上宮太子造金堂安此像然則此紀即大兄王子之子不可疑也以上二本不書者識者弘賢奉職格義子以傳之書以爲藥師寺塔銘銘敏古此二本既先之數十年書所燒而愛故吾以是通我家墨王焉耳

藥師寺塔銅檫銘

維清觀宮聖字　云云

此銘者傳云令人觀之書世遍識之而六籍
皆屬工室粉心柱取刻殺難將世弘賢希有
獲之不堪持濯以粘此書曰以天武天皇九年
庚辰為即位八年其令人觀之書則何不與紀
合乎或曰為此是當時以實書耳蓋撰述助筆
所不為也乎以微用者之正論矣

乘象寺塔鑒盤記

寺壹院四至……

寺今處焉鑒盤在鑑筆庫中又世之取未識

云云

今般初於摺以傳授記中所云中臣大烏朝臣
奉為天武天皇皇子草壁王所建立其和銅
八年後於皇子薨廿七年象釋書頗如不收是
以補遺焉

元明天皇御陵碑

碑

此碑磨滅不可讀而以廿餘年前藤貞幹摹
刻本此校讀々多點畫之未瑳微貞幹後
來亦弱能讀焉遂收其本及其
云此碑以石來和物而造貞幹
終被無賴者為元字碑　云云　以傳貞幹

考偽山御陵碑考証

乃無善城寺而有右碑數十年前善城寺西三所許
山崩所出而移立此之偽碑亟而同其所出之地
因亟石為已丑夏四月頁辭題乃與郡就碑下觀
其文字剥蝕可續者不過五六字竟不知何碑也
蓋偶一年而歸日已暮矣遂過一年復然猶讀十
之七八而考之則興嘗所傳聞東大寺要錄所載
元明天皇葬偽山續日本紀作推山御陵碑文無
異而此碑則亦與要錄所載之圖相符則偽
偽山御陵之碑無可疑者然則此碑所出之地

亦不可可識矣碑石長三尺八寸闊二尺八寸厚一尺
續日本紀養老五年十月丁亥太上天皇詔元明之
詔曰謹弧御其國其邦朝廷駅馬之子天皇流傳
後世負弩按此碑文書法即依此詔者審矣
續日本紀養老五年十月庚寅太上天皇詔曰云々
悲哀者皆弛常葬之儀即立刻字之碑頁辭
按先王御陵元子有建碑而推山御陵立此
碑者蓋依此詔爾東大寺要錄所上他御陵名字
他考州作側朔他機於美敏不通似是傳聞之
誤或要錄亦此碑剥蝕之後所撰而偽為舊無

殆是其所也下依稀似有數字雖然已不手續而無
可據可歎
明和七年歲次庚寅八月廿二日左京 藤貞幹謹識

同工隼人像 三種

隼人似狗裝以警固山陵陵在東北
位上傳云是乃天明天皇火葬之地土俗稱其石曰
七匹狗蓋誤認狗裝為狗歟而顧往時其數七
今僅存三石而已續日本記慧光五年冬十月丁亥
大上天皇詔曰朕前之後世於大和國添上郡藏
寶山雍良岑造竈火葬萬代之後勿改他處今其地者似
石所粘砂石者燒爛是乎其竈跡欲地據之
此位即雍良岑之

東大寺大佛蓮座頂彌山圖

蓮座頂為大佛座蓮葩葩所刻也其傷草創天平中
重修于建久葩所補欽損者不少而所重修之
文多有刻閣如以是推之此是當初物也必矣

聖武天皇銅版勅書

慕蓮花藏之皇帝山岳勝萬之
右銅版勅書東大寺大寺所藏銅版而附供刻字者
傳誤稱鐵簡當云銅版勅書耳刀痕細如毛

百計搭過朦朧而不可讀遂題書以收于此云

南圓堂銅燈臺銘并序

弘仁七載歲景申云云

右銅燈臺銘書同燈臺勢書而銘尾脫失不見姓名或云弘法大師書未知孰是弘賢春藏於南都諸一家說云勢真蹟為何都內親王所書之歟又也以初行中草隷真傳云元和所物書賜先世親王若其運筆結體墨色紙質咸莫可疑也以其微之此銘筆力及結構逸勢真跡昭々然矣

以上金石文考文略記ス〻タルハ拾遺ノ古爲遺文ニ載セアレバ弘賢ノ改ムル所ノ記セリ但シ廣隆寺鐘銘ノ如キハ遺文ニ不載故ニ本文及改ムル所ノ條セテ記セリ又宇治橋碑ノ如キ遺文ニ載セアレドモ改ムル所ナレバ記ス　文正三年五月廿五日三村清文藏本ニヨリ寫ス　共古記

太秦廣隆寺鐘銘

太秦廣隆寺者上宮太子檻觴之□川勝□利之本朝云伴造爰始此地之繁昌被令靈驗□□言語通彫事左前紀不須□說□是久安六季正月十九日□□□逢四祿之□住侶空海□□□□□□靈寺之至受唯歲賜佛之光煙方命伴閑僧□□□燈藏□□基址彫加修□□□□□□□□即作銘曰

漢武至巧□□既成朱火吐烟赤烟珠精雄龍學
首鱗魚發聲從風多報和鸞狀鳴聞有頃上
達無明城□□□□□□□□□待三千□□□□
宣者法……

廣隆寺鐘今在京都西本願寺焉表面有檢閱鐘
質厚爛文字剝落蕩漫乱之世鬻或之於編
盤石作此劍乎而名孫志投象鐘銘集皆以為
少納言信西銘未聞其作之正否也

一字以指彫碑
彫在字以面頭常光寺五百歲十月十八日

及初建塔之時僧曰碑石斷破已為礎石遍見
其石為文字拙而弱之弘賢曰道登功為火焉而
國史不記元亨釋書本朝高僧傳皆無其傳矣
續日本記曰道照造此橋而釋書傳皆據之今
按帝王編年記載此銘曰
流流横流其疾如箭修々征人
欲赴重深人馬七命從古至今
世有釋子名曰道登出自山尻
大化二季丙午之歲横亘橋
即曰微善結同上橋
法界衆生普同此願
停騎成市
莫知杭葬
惠滿之家
出自山尻
齋度入寺
成果彼岸
導其昔緣
夢裏空中

終篇未尊言道昭又曰文化二年丙午元興寺道登
道昭奉勅造字治川橋則昭其殿力者也按桑
碁記云件橋北岸石銘曰云々而登作昭水鏡
曰道登造焉幸留此一片石使其續不朽矣
謂不幸也
右金石文作歳冬弘賢祗役京師及南都搨
焉以進工其副本藏弆以傳云寛政五年
八月日源弘賢書

茂中ニ負薪ノ条保山和尚碑考証ニ引ル陵碑文如メ引ル字
剥蝕甚シク其字ノ外殘ベキ文字ナカリシヤリ負薪始末ヲ殆ニ
一年余ニヲ七八ヲ殘ベキ殆タリトモ〻ベ按ルニ〻ベキ負薪始末ヲ殆
こもノヒアラザリシヲ知レリ
共古録

元明の陵の碑石に負薪及樵夫の語を録す

前記せる和尚の碑に就て按ずるに負薪の事
して一言も之なく唯碑文の末に刻
せる剥蝕せざる以前の拓本に
就て碑中に此数字に剥蝕せざる
為の拓本に剥蝕すること一書の
に如此とあれば負薪事実なる
按ずるに一書の所説は以前の
弘賢の過の事に前の記文
薪をすしめまくも文字
そこなはれて今い界のを
つひてまことの石にあらさるかわく消ぬるとを際と
共古録按樵夫の言る物化とつる元のをるり

共ち再ちび
[illegible]
[illegible]
[illegible]

今の世に新たに出でたる書籍の多きは
明治六年の頃より漸く著作の書籍の刷行
[illegible]
[illegible]
[illegible]

剥落甚しく[illegible]

[illegible]

[illegible]

道元禪師は宋から帰朝の初の弟子懶の連和尚と称した。

林の中の道場の道元禪師と称して、この道元と云ふものは言葉でわかつてあしらはれて同一意匠のものが揃ふと云ふ風のみあるけれども各自の意匠が束縛されんと嫌かある。

から曾て遍歩するものが矢張道元の外に自分の趣向を疑らした落れた仏つて居れば行く新橋に意匠を翻さず結果は形のものに三十遍指図の精巧なものを出して

来ると云つた禪道中いや級のものをもさらの下でなく、

禪道中が用意の甘蔗先は茅の茅をもとめたものである地理

的仏の縁起又は孤孫奇角の意匠を模倉さんとそ

合い下の者で初識のものかしなり

。私の立場で初れは凝つた面白い（田螺又卍斎）と云つて賛成した

ものですが納新後子孫れの熱が高（たので文や反の丸なるぶもう）

れの屋でもなるらうと云ふのでなの中に故郷の親戚一族を納めやう

と昔の子孫達の心胸に有に弱にして納めました

。明治まつてから東仏の方面（れ張るが）つて成るつて

所が甘みなくて所がつて

まる優る伝説確聖ち大

。紙新前後の有名な人達

藏前の庁長　中橋の大商富

神田の馬月　兼飯屋の奴豆三　外郎屋の亀妙　深川の

漬田榮　芝の大泉　芝の

あつたこれらがまんで新

義形とつて米

子と云ものが出立ちで

両国（輪蓮）連が再興さん

四季折々の吉凶は川に機安神四に節分たちがあります
と各二方面から合図が鳴んさいました
。熱海の前後千紅九の景色は書いたものに中に芳い点
なのはもちろんの稲荷（多きサ金魚）及私の文ちゃで書家で
さ廣重 國芳 芳艶 國周 春亭 退眞 芳年 曉
秋 芳員 ちゃが書いてあります
。私はちゃ人コ字ので書買まるこちん 婦じて居ちゃて
書でおしたちさるちんが中河から 嬉斤さんちんだ
今ちつちつ 吹い 張り込 帳と 張りて 今ん 張りさ 張が 高の 心だ
。社道中に高度の芸情が起らない宗教の信仰があるのはじめ
仲間は 陸 義俠的 ちあり 下等の手合である 博奕 ちの
ちい 道中の 巡 社 道上の 出 ちあり 各種の 弱 点 帳 れ 起 り
（次号に続く）

。世界大戦争三年 ちい 初が 千紅九 始 ちり 明治 世年
九月サ日 如 ちの ちって 南れ 火 ちの ちが 初 でした 勿論以
前から 元ち 嘉文 ちゃ 中 て 矢 張り 新道の 如 で やって 居 ちれ
。貴政二年 ちこの 梅窓 院 で 南 いたのが 始 めて ちこが 横 ちは 奇
ちん 文政の 初 ち 如 窓 院 で 南 いたが 始 めて ちこが 横 ちは 奇
一 冊 ち 新 ちり ちが 新 ち 文 帳 の 如 です 此 時 新 ち の
。文政年 ちに 北 原 ちの 新 の 如 です
が十二 鉛 で あ ちたと ちこ ちで す
。天保年 間 ち 新 如 前 ち 福 ち で 南 いたから 茶代
が 解 ちと 同 ち ちと 一 層 の ちと 嬉 ちん ちたが 間 の ち 嬉
。安政 地震 ちは 刀 ちと 世 面 ち 一 層 盛 ちり ちれ
明治 の 初年 一 旦 衰 微 して 中 絶 す ちる ちり ちと 勃興して

。五年九月廿日、[illegible]
運びたりける
。六年四月十日、[illegible]
。三年に長崎奉行[illegible]
。大正二年四月[illegible]
。大宮は廿年九月廿日の[illegible]
三年九月十四日廿日[illegible]
大宮の[illegible]
。引[illegible]れ[illegible]
義理[illegible]
。納[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]に八幡宮で新しくやく
麹五郎[illegible]
その[illegible]の[illegible]三言[illegible]
[illegible]
柳蛙[illegible]の[illegible]山口が重[illegible]の書の方では高橋義
太田[illegible]朝[illegible]で[illegible]川の[illegible]本所の[illegible]外[illegible]の
[illegible]場所の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

光悦本の活字

角倉本の光悦本を覆刻したものであるとも見られる。元和本の
箱あり紙は五色のつるし雲母引光悦下書
と称ふるものあり。本活は極めて整版なりとの説あり
て五冊の文字の道筆にあるものあり。極木彫刻にあり
書写の成字に義字を用ひ、所々の人物、商商物と
題せし、あり。その工巧、筒井づつ、つかけしの歌の
解のごとくまの字逆さまなりしあるうれしく
活字版の駒ゴ字逆さまなりしまた活版なりと
称すと書写の活字と林氏刊行下巻と逆の文字
下巻ゴ逆の文字とそのこと

（慶長三年活字版）

角熟と源刊せし活字版のこと

西蔵の書歌に刻せられた唐の兎とある兎ゴ虎
に追はれたるものがあるとそ
虎もあるかもこの眼玉と金ゴ黄ゴ虎ゴ眼
玉ならべ、ゴ目目ゴ二足の馬或
いは駒ゴ虎の皮をまぜに行はれ中に二足の鳥ゴ馬
の脚中の種如ゴつて金ゴ黄ゴ鳥の巣ゴ
の卵ゴ鳥ゴ猫ゴ鳥ゴ猫ゴ羊の皮ゴ
と駒ゴ猫ゴ猫ゴ羊の皮ゴ
見るゴ而白くして猫ゴ猫ゴ犬ゴ
てカラ〳〵と笑つたので兎のつがあの向ゴ逃げたのだとゴ
活ゴである西蔵の如く月の歌の特種の点ゴ古書の
歌の駒ゴ特種の点ゴ古書の

新尊星槃 [illegible] 如金鐵皆悉[illegible]と思ひ其の雀
新為の親と名びまつり文を以て雀に書むとて
能すすぴんと名びまつりあらはすなりとて
雀の書みに成しての歌
さ名ふ天下乃[illegible]のなし
たぐ[illegible]書る黄[illegible]日の書
西甲一年の大帆柱[illegible]
先ま書るものに成りでと[illegible]
中に成る西先[illegible]
世界の果[illegible]
とうまれ大脚の[illegible]
と掛と一はの第星の跳

北西の大脚一羽ちがい千里
隔し世界の極と見んとて乱し
[illegible]
[illegible]
[illegible]

共古日録 第二十三
目数 二十五

共古日録 二十三